

# 大宜味村農業委員会だより (3月号)

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

今月の各種申請締切は  
3月11日(月)です。

編集・発行：大宜味村農業委員会 TEL: 0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

1 月総会の結果報告 第 16 期第 17 回農業委員会総会 開催 1 月 25 日 (木)

番号	議案	申請地域	結果	内容
47	農地利用集積 計画の承認 (利用権貸借)	田嘉里 3 件	可	使用貸借権 (中間管理) 2 件
		田港 3 件	可	使用貸借権 (中間管理) 1 件、賃貸借 (野菜) 2 件
		白浜 3 件	可	使用貸借権 (中間管理) 3 件
		津波 1 件	可	賃貸借権 (マンゴー)
48	3 条許可申請	白浜 1 件	可	所有権の移転 (ハーブ・野菜・シークワサー)
49	5 条許可申請	田港 2 件	可・ 不可	鉄塔撤去に伴う工事用地の一時転用 1 件許可、1 件不許可

総会の議事録は大宜味村のホームページで公開しています。

## 農地の売買や貸し借り等に関する申請書類について

農地の所有権移転や貸借権の設定については申請地の市町村の農業委員会長の許可が必要です。許可については毎月開催する総会で審議し判断します。

また、農地を転用 (農地を農地ではなくする行為) する場合は県知事の許可が必要になります。申請書類の受理後は農業委員会の総会で審議し県へ進達します。その後、県でも審議を行ってから許可を出すので、約 2 ヶ月ほど期間を要します。

そのため農業委員会で前もって相談や書類の確認を行って申請するようお願いします。

内容	申請の種類	要件	締切日等
農地の所有権 (名義) の移転	農地法第 3 条許可申請	全ての経営農地を利用 下限面積 (40a)	原則毎月 10 日 締切日が休日の 場合は翌平日が 受付締切日にな ります。
農地を農地として の貸し借り	農地法第 3 条許可申請	農業従事日数 (150 以上) 地域との調和	
	農業経営基盤強化促進法に基 づく利用権の設定申出	全ての経営農地を利用	
自分の農地の転用	農地法第 4 条の許可申請	申請地や転用内容によっ て要件が異なりますので 農業委員会までお問合せ 下さい。	
農地を転用するた めの売買又は賃借	農地法第 5 条の許可申請		

## 平成 31 年度の総会日程について

開催月	4月 <sup>※1</sup>	5月	6月	7月	8月	9月
申請締切日	8日(月)	10日(金)	10日(月)	10日(水)	13日(火)	10日(火)
総会	23日(火)	27日(月)	25日(火)	25日(木)	26日(月)	25日(水)
開催月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請締切日	10日(月)	11日(月)	10日(月)	10日(月)	10日(月)	10日(火)
総会	25日(火)	25日(月)	25日(水)	27日(月)	25日(火)	25日(水)

※1：今年の 4 月は大型連休の影響により 8 日に変更します。

本日程表は、あくまで予定であり、やむをえず変更する場合があります。

## 農薬飛散による近隣住人等への被害防止に関するお願い

農家の皆さんにとって、農作物への病虫害予防対策や雑草除去のため、農薬等を使用することは、限られた農地から効率的に農作物を収穫するために欠かせません。しかし、農薬等の誤った使用により、健康に害を及ぼすことは周知の事実であります。

そこで、農薬等を使用する際に、自身への被害を予防することは勿論のこと、農薬等の飛散による近隣住人の健康や周辺の農作物への被害予防、そして観光客やその他来村者へも健康被害が及ばぬよう、明るく安全・安心な環境づくりのため、以下のことも併せて励行して頂きたく、ご協力をお願い申し上げます。

- ① 近隣住人や周辺農作物の栽培者に対し、事前に農薬使用の目的、散布日時、散布場所について連絡。
- ② 使用基準を守り適正に散布を行う。
- ③ 散布は、無風または風の弱い天候の日や時間帯を選ぶとともに風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。

## 活動をスタートしました。 《大宜味和そば手打ち倶楽部》

大宜味和そば手打ち倶楽部では、蕎麦打ちの楽しみを通して、技術の向上と相互の親睦を図っています。また、蕎麦打ちを通じて、地域のボランティア活動にも積極的に参加しています。



場所：平良蕎麦打ち体験所（白浜 442-157）  
 会費：年会費・月例会費 共に 2,000 円  
 （その他詳しくはお問い合わせ下さい。）  
 事務局 宮城 久美子 ☎ 090-3070-5206

## やんばるの森ビジターセンター（道の駅）に農産物・加工食品を出品しませんか？ 《企画観光課より》

11月に開業予定のやんばるの森ビジターセンターでは出品する農家・加工業者を募集します。募集に関して下記日程で出品者説明会を行いますので都合のつく日にお越しください。事前の申し込みは不要です。

出品者説明会		開催場所
第1回	4月2日（火） 18：30～20：00	旧大宜味小学校体育館
第2回	4月5日（金） 18：30～20：00	旧喜如嘉小学校体育館
第3回	4月9日（火） 18：30～20：00	旧塩屋小学校体育館
第4回	4月12日（金） 18：30～20：00	宮城公民館

お問い合わせ やんばるの森ビジターセンター開業準備室 ☎098-989-7610  
 企画観光課 ☎ 0980-44-3007

## イノシシ出没に関する注意喚起とお願い 《産業振興課より》

村内において、集落内でのイノシシの目撃情報が多く寄せられております。外出の際には十分に注意して下さい。

万が一、イノシシに遭遇してしまった場合には、威嚇などをして刺激しないようにし、静かにその場を立ち去りましょう。

また、農業者の皆様においては、イノシシの隠れ場所を作らない努力（雑草が繁茂している農地の草刈り等による環境美化）を行い、イノシシと人間の最適な距離感を保ちましょう。

なお、収穫残渣や放任果樹などを食べて味を覚えた動物は、最終的には畑に侵入して作物を食べるようになります。適正に処分をお願いします。



産業振興課 鳥獣被害担当  
 比嘉一詞 ☎ 0980-44-3232